

承認第 1 号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

理 由

令和7年度人事異動に伴い、教育委員会事務局に企画監の職を置くことからかすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため。

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

かすみがうら市長

令和 7 年かすみがうら市条例第 3 5 号

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例（令和 6 年かすみがうら市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項のうちかすみがうら市職員の給与に関する条例別表第 1 の改正規定中

「

6 級	課長及び企画監の職務
	教育委員会事務局の課長の職務
	議会事務局の課長の職務
	農業委員会事務局長の職務
	監査委員事務局長の職務

」を

「

6 級	課長及び企画監の職務
-----	------------

	教育委員会事務局の課長及び企画監 の職務 議会事務局の課長の職務 農業委員会事務局長の職務 監査委員事務局長の職務
--	---

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。